資料７

「市民ひろば」について

１　「市民ひろば」とは

市民や市民活動団体がテーマを設定し，進行役等の主催者になって運営される会議室。
市民同士の自由な意見交換を中心とし，基本的には行政は関与しない。

○京都市電子会議室「みやこｅコミュニティ」における「市民ひろば」のイメージ

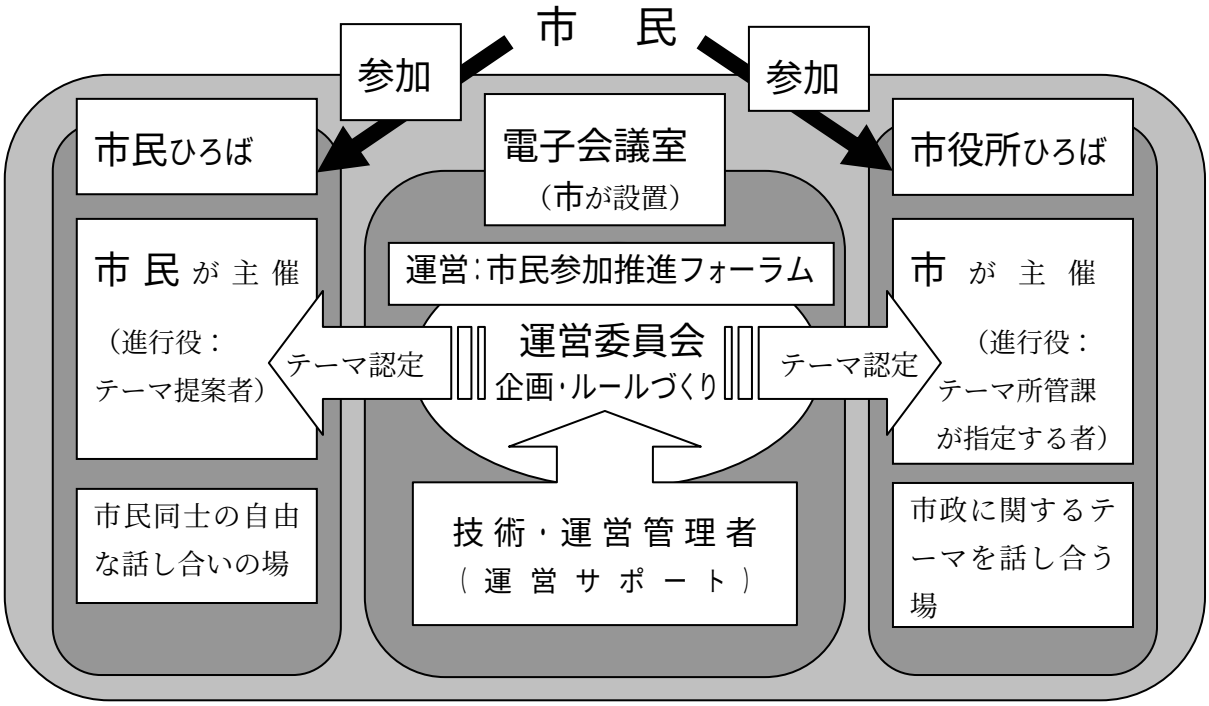

２　市民主導型会議室の他都市事例

（１）藤沢市「市民電子会議室／市民エリア」

ア　申請方法

市民電子会議室のトップページの「参加者メニュー」から「新しい会議室の開設を申請する」をクリックし，「新しい会議室の開設申請」ページに必要事項を記載し，申込みを行う。申請内容に不備等がなければ三日程度で「世話人」により画面上に反映させる。

【申請する内容】

①会議室のねらい，②会議室名，③メーリングリスト名，④カテゴリー，⑤ニックネームの可否，⑥Ｅメールアドレス秘匿の可否，⑦掛け声項目の選択

イ　応募資格

参加者のうち，市内在住，在勤，在学の者のみが会議室を開設できる。会議室開設後，開設者が上記の条件を満たさないことが判明した場合は，世話人が開設者

に通告したうえで，会議室を閉鎖する。

ウ　運用上の特徴

会議室開設後二週間以上発言がない場合，または，直近の発言から一ヶ月発言がない場合には，開設者に継続の意志を確認のうえ，同意が得られた場合は会議室を閉鎖する。

エ　主な開設テーマ

別紙のとおり

（２）滋賀県「ｅ～まち滋賀／みんとねっと」

ア　申請方法

ホームページに設けられたフォームに必要事項を記入し，申請を行う。選考は，「ｅ～まち滋賀県推進委員会（ｅ～まち滋賀運営の母体となり，会議進行の支援する組織）」で検討される。結果についてメールにて連絡される。

【申請する内容】

①テーマ名，②テーマの内容，③団体（グループ名），④代表者の氏名，⑤郵便番号，⑥連絡先住所，⑦メールアドレス

イ　応募資格

①滋賀県内で活動する人を含む団体またはグループ（３名以上）

②世話人（会議の進行役）を設置し，責任を持って会議の進行ができること。

③会議室内の参加者全員の発言を留意し，ルールに反する発言に対して適切な処置がとれること。

④「ｅ～まち滋賀」の趣旨に賛同し，参加者間での協力関係を築けること。

ウ　運用上の特徴

○テーマが採用された人は原則として世話人（２名以上が望ましい）を選出し，応募者の責任において会議室を運営する。またｅ～まち滋賀連絡会議のメンバーとして，ＭＬや年数回程度の会議に参加する必要がある。

○会議室での話し合いが活発になるようサポートするため，運営母体がテーマに関する情報や地域での動きなどに関する学習情報や地域情報を分かりやすく提供している。

○自由に意見交換ができる会議室（わいわいひろば）を設け，参加者同士の交流を図り，「みんとねっと」に誘導している。

エ　主な開設テーマ

「あなたなら自治体をどう変えたい？」「交通茶論」「ＮＰＯ寿司」

「ええとこ滋賀探検隊」「ｅ～エコ村をつくろう！」など

（３）高知県「ぷらっとこうち／会議室」

ア　申請方法

①掲示板発展型

一つの「話題」（スレッド）で，１０人以上の方が参加し，３０件以上の書き込みがあると「会議室に移行できます」というボタンが現れ，ボタンと押すと会議室フォームが表示される。必定事項を記入し，送信すると会議室の開設申請ができる。申請内容について事務局（高知県）で確認した後，開設が承認される。

②直接申請型

サイトに掲載している会議室申請フォーム（直接申請用）に必要事項を記入し，送信する。（別途提出したい参考資料がある場合は，郵送にて事務局に提出）ただし，類似の目的で会議室が開設されているときは，新たな会議室は開設できない場合がある。

申請内容については運営会議（参加者を対象に公募し，選出した委員）で審査し，開設が承認される。ただし，ルームリーダー等には事前に事務局が面談または電話聞き取り等によって，開設の意図や記載内容の確認をする。

【申請する内容】

①申請者名，②会議室の名称，③開設期間，④会議室の説明

イ　運用上の特徴

掲示板と会議室が連動して運営されている。

ウ　主な開設テーマ

「住民力」「人口減少，少子・高齢社会　高地どうする？」

「みんなでよくするぷらっとこうち」

３　ＮＰＯ等との連携について